

道路法第32条の申請について

尼崎市都市整備局道路課

1. 申請書類について

申請書類は、全部で3点（5部）になります。申請書類3点（5部）の内訳は、下記のとおりです。

- ①道路占用許可申請書（正本） 2部
- ②道路占用許可書（副本） 1部
- ③道路使用許可申請書（警察署提出用） 2～3部

（※許可時に尼崎市道路課の経由印を押します。）

また、申請人は施主（建築確認申請時の事業者）としますが、仮囲いや足場等の一時占用物件については、施工業者となります。また、それ以外の場合もありますので、別途申し出てください。

2. 申請書の作成について

申請書及び承認書には、位置図、平面図、断面図（道路）及び構造図の添付を要しますが、申請の内容によっては、それ以外の書面を求めることもあります。また、道路使用許可申請書には、前記以外に交通規制図の添付が必要となりますので、注意して下さい。

a. 平面図の作成について

(1) 下水道管等の占用については、

- ・埋設する位置がわかるように図示してください。

(2) 仮囲いや足場等の一時占用については、

- ・占用する箇所の位置がわかるように図示（縦横の占用長さなど）してください。

b. 断面図の作成について

(1) 下水道管等の占用については、

- ・埋設物の管経や土被り等を明記したものを作成してください。

(2) 仮囲いや足場等の一時占用については、

- ・工事箇所の現況道路幅員がわかるように道路断面図を作成したうえで、占用部分及び残りの通行部分の幅員がわかるように図示してください。また、占用物の高さや構造などがわかるように作成してください。

3. 許可までの日数について

申請後に受理されたものについては、概ね1週間から10日（土曜、日曜を除く）で許可されます。許可時には、許可書を取りに来られた方の受取印が必要となりますので、忘れないように準備してください。また、許可書を渡す際に道路使用許可申請書（警察署提出用：市経由印が押印されたもの）も併せてお返ししますので、その後、所轄警察署に道路使用許可申請を行ってください。

4. その他注意事項

- ・工事の着工は、道路占用許可書（尼崎市の許可書）と道路使用許可書（所轄警察署の許可書）の2つの許可書（他の必要な法令等の許可を要しない場合）が整った段階で、工事着手することができます。
- ・現場の精査が必要な場合は、許可までに概ね2週間から3週間を要しますので、早めに申請してください。

5. 連絡先等

許可されたかどうかの確認については、申請者からお問い合わせ下さい。（市から連絡しません）

また、工事内容の軽易な変更や許可期間内での工事完成が難しい場合及び不測の事態が発生した場合等については、下記まで連絡を行い係員の指示に従ってください。

（連絡先：尼崎市都市整備局道路課 管理担当 TEL06-6489-6480）

（以 上）